

国立大学法人京都大学契約事務取扱規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(検収担当者)</p> <p>第49条の3 部局長は、検収担当者を、当該部局及び当該部局を所掌する共通事務部の<u>教職員(特定有期雇用教職員、有期雇用教職員、時間雇用教職員を含む)</u> から任命する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、必要に応じて他の部局の<u>教職員</u>を検収担当者に任命する場合は、当該他の部局長の了解を得て行うものとする。また、他大学の教職員等を検収担当者に任命する場合も同様とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(監督及び検査の委託)</p> <p>第51条 経理責任者は、特に必要があるときは、監督及び検査を本学の<u>教職員以外の者に委託して行わせることができる。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(立替払)</p> <p>第55条 本学職員が<u>職務遂行</u>のため、物品の購入、借入、請負、その他の契約を行い、代金を支払ったときの取扱いは、国立大学法人京都大学契約事務取扱要領による。</p> <p>(政府調達取扱い)</p> <p>第56条 政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)、政府調達に関する協定を改正する議定書(平成26年3月19日条約第4号)によって改正された協定その他の国際約束を実施するために必要な事項は、国立大学法人京都大学における政府調達に関する協定その他の国際約束にかかる物品等又は特定役務の調達手続要領による。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(検収担当者)</p> <p>第49条の3 部局長は、検収担当者を、当該部局及び当該部局を所掌する共通事務部の職員から任命する。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、必要に応じて他の部局の職員を検収担当者に任命する場合は、当該他の部局長の了解を得て行うものとする。また、他大学等の教職員等を検収担当者に任命する場合も同様とする。</p> <p>4・5 (同 左)</p> <p>(監督及び検査の委託)</p> <p>第51条 経理責任者は、特に必要があるときは、監督及び検査を本学の職員以外の者に委託して行わせることができる。</p> <p>(立替払)</p> <p>第55条 本学職員又は本学職員以外の者であって<u>予算責任者等が必要と認めた者が本学の業務のため</u>、物品の購入、借入、請負、その他の契約を行い、代金を支払ったときの取扱いは、国立大学法人京都大学契約事務取扱要領による。</p> <p>(政府調達取扱い)</p> <p>第56条 政府調達に関する協定を改正する議定書(平成26年条約第4号)によって改正された<u>政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)</u>その他の国際約束を実施するために必要な事項は、国立大学法人京都大学における政府調達に関する協定その他の国際約束にかかる物品等又は特定役務の調達手続要領による。</p> <p>附 則 (令和7年3月総長裁定)</p> <p>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p>